

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第1号

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年見附市規則第11号）  
の一部を次のように改正する。

第6条、第7条、第8条第1項、第9条及び第10条中「法第14条」を「法第  
22条」に改める。

第12条第1項中「法第7条」を「法第8条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。